

令和6年10月29日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に関する意見

全 国 市 長 会

標記法律案は、人の生活圏にクマ類等が出没した場合に、地域住民等の安全確保等の一定の要件下において、銃猟による捕獲を可能とするものである。

地域住民等の安全確保を図る観点から、住居集合地域等において緊急的な銃猟による捕獲が必要となる状況は理解するものの、今回の法改正において市町村長に対して新たな役割が定められることについては懸念や心配の声も広がる中、疑義を呈する都市自治体も一定数あることから、まず国において法案の趣旨・目的等を丁寧に説明し、理解を得られるよう努められたい。

あわせて、下記事項について特段の措置を講じられたい。

1. 法改正に当たって

銃猟について、実施の可否や実施者への銃の所持許可取り消し等の心配の声もあり、従前の取組状況も踏まえ、警察官職務執行法や銃刀法等の関係法令や関係省庁との役割分担についての調整を十分に行い、現場において混乱が生じることなく、都市自治体及び従事者が安心して鳥獣被害対策を実施しうよう、ガイドライン等において明確かつ詳細に示すとともに、解釈にばらつきが生じないように丁寧に周知・説明すること。

2. 安全確保のための措置について

- (1) これまで行ってきた安全確保の体制や現場の実態をよく踏まえ、警察や関係機関との役割や考え方を整理すること。
- (2) 都市自治体職員のみで対応することは困難であることから、その前提として、国の責任において都道府県、警察等との協力体制を確保すること。

3. 損失補償について

- (1) 通常生ずべき損失及び補償の範囲や考え方等を明確にしたうえで、補償に際して自治体ごとに差異が生じることがないように留意すること。
- (2) 損失補償の規定の存在により、緊急銃猟の実施が事実上困難となることがないように、国の責任において保険制度を整備する等、捕獲者が安心して従事できる体制を構築すること。

4. その他

- (1) 実施主体となる都市自治体のみならず、連携が必要となる関係機関に対しても国の責任において十分に周知すること。また、銃猟の実施や捕獲従事者の社会的重要性について周知徹底に努め、クマ類等の捕獲に対する国民の理解増進を図ること。
- (2) 都道府県によってはクマ類等の捕獲を制限している場合もあることから、改正法との整合を図るとともにクマ類等の保護管理対策への支援を進めること。
- (3) 鳥獣被害対策における市町村の果たすべき役割が大きくなっていることも踏まえ、国において確実かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 緊急銃猟については政令で定める要件を備える者に実施させるとしているが、捕獲の担い手不足は全国的に顕在化していることから、国主体の研修会等の技術的支援や捕獲者の待遇充実に向けた支援を行うなど、対応可能な人材育成・確保について、国においても積極的に取り組むこと。

以上